

# 佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

## 提案の理由

総務部 情報課 情報化推進室

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に規定される事務に類する事務（以下「独自利用事務」という。）において、マイナンバー（個人番号）を利用した他団体（国、他都道府県、市町村等）との情報連携を可能とすることにより、申請書の添付書類（課税証明書、住民票等）を削減し、県民の利便性の向上等を図るため、佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する。

## 改正内容

- 以下の事務について、独自利用事務（現行13事務）に追加する。
  - 私立高等学校専攻科の生徒への修学支援に関する事務（私立中高・専修学校支援室）
  - 私立高等学校専攻科の生徒への奨学給付金に関する事務（私立中高・専修学校支援室）
- 公布の日から施行する。

# 参考

## ○現在条例に規定済みの「独自利用事務」一覧（13事務）

	事務	事務所管課
①	佐賀県私立高等学校等就学支援金（学び直しへの支援）に関する事務	法務私学課
②	佐賀県私立高校生等奨学給付金に関する事務	
③	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	福祉課
④	心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務	障害福祉課
⑤	療育手帳の交付に関する事務	
⑥	肝炎に関する治療費助成に関する事務	健康増進課
⑦	不妊治療に要する費用の助成に関する事務	こども家庭課
⑧	不育症に対する検査及び治療に要する費用の助成に関する事務	
⑨	佐賀県育英資金に関する事務	教育総務課
⑩	佐賀県立高等学校等学び直し支援金に関する事務	
⑪	佐賀県立高校生等奨学給付金に関する事務	
⑫	佐賀県立学校授業料減免に関する事務	
⑬	特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	教育振興課